

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第14号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(新潟県建築基準法施行細則の一部改正)

第1条 新潟県建築基準法施行細則(昭和35年新潟県規則第82号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(地区建築主事の所管区域) 第4条 法第4条第9項に規定する地区建築主事の所管区域は、当該建築主事の勤務する地域振興局の所管区域(新潟市、長岡市、上越市、三条市、柏崎市及び新発田市の行政区域を除く。)とする。	(地区建築主事の所管区域) 第4条 法第4条第7項に規定する地区建築主事の所管区域は、当該建築主事の勤務する地域振興局の所管区域(新潟市、長岡市、上越市、三条市、柏崎市及び新発田市の行政区域を除く。)とする。

(新潟県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部改正)

第2条 新潟県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則(平成21年新潟県規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号(以下この条において「削除条等」という。)を削り、同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条及び号の表示並びに削除条等を除く。)を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び追加条を除く。)に改める。

改正後	改正前
第4条 (略) 第5条から第8条まで 削除 (業務実績等報告書) 第21条 法第78条の2第2項に規定する報告書には、 <u>中間計画に定めた項目ごとに自ら評価を行った結果を記載しなければならない。</u>	第4条 (略) <u>(年度計画の記載事項等)</u> 第5条 法第27条第1項の年度計画には、 <u>中期計画に定めた事項に関し、当該事業年度において実施すべき事項を記載しなければならない。</u> 2 <u>法人は、法第27条第1項後段の規定により年度計画の変更を届け出るときは、変更した事項及びその理由を記載した届出書を知事に提出しなければならない。</u> 第6条から第8条まで 削除 (業務実績等報告書) 第21条 法第78条の2第2項に規定する報告書には、 <u>当該報告書が次の各号に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める項目ごとに自ら評価を行った結果を記載しなければならない。</u> <u>(1) 事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書 当該事業年度に係る年度計画に定めた項目</u> <u>(2) 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目</u>

	<u>標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書並びに中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書</u> 中期計画に定めた項目
--	--

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の新潟県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、この規則の施行の日以後に開始する地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第25条第2項第1号に規定する中期目標の期間（以下「中期目標の期間」という。）の事業年度の法第27条第1項に規定する年度計画（以下「年度計画」という。）及び当該事業年度に提出する法第78条の2第2項に規定する報告書（以下「報告書」という。）について適用し、同日前に開始した中期目標の期間の事業年度の年度計画及び報告書については、なお従前の例による。
- 3 法第68条第1項に規定する公立大学法人が、この規則の施行の日前に開始した中期目標の期間に係る法第26条第1項に規定する中期計画に法第78条第5項に規定する指標を新たに定めた場合には、前項の規定にかかわらず、改正後の規則の規定は、当該定めた日を含む事業年度の翌事業年度の年度計画及び当該翌事業年度に提出する報告書から適用する。